（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の二第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

附則第五十一条の三の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、厚生労働大臣が指定する期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

附則第五十二条の二中「附則第五十一条の三第一項に規定する届書」を「附則第五十一条の三の書類等」に改める。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第八条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第三号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「法第四十三条の二第一項に規定する育児休業等」に改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第二十六条の三　法第四十三条の三第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の三に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月

二　当該被保険者に係る従前の標準報酬月額

三　当該被保険者が法第四十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となった日数

四　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

第三十八条の二の見出し中「法第四十三条の二第一項」を「育児休業等を終了した際の改定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定の申出）

第三十八条の三　法第四十三条の三第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号を付記しなければならない。

一　申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号

二　申出に係る被保険者の氏名、住所及び生年月日

三　産前産後休業を終了した年月日

四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日

第百三十五条中「休業等終了予定日」を「育児休業等終了予定日」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに法第百五十九条の三の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

第百三十五条の二を第百三十五条の二の二とし、第百三十五条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百三十五条の二　法第百五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の事業所整理記号及び被保険者整理番号

二　申出に係る被保険者の氏名及び生年月日

三　事業所の名称及び所在地

四　産前産後休業を開始した年月日

五　産前産後休業に係る子の出産予定年月日

六　多胎妊娠の場合にあっては、その旨

七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日

八　産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）

2　法第百五十九条の三の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、前項に掲げる事項に変更があったとき、又は産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

3　前二項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、申出書又は届書に基礎年金番号を付記しなければならない。

第百五十八条の三第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　第百三十五条の二第二項の規定による届出の受理

（船員保険法施行規則の一部改正）

第九条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十条各号列記以外の部分中「申出書」を「事項（法第十九条第二項に該当する場合においては、第二十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）」に改め、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十条の二　法第十九条の二第一項又は第二項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第二十四条の規定による届書は、当該事実のあった日から十日以内に、第二十七条の二第一項に規定する事項（法第十九条の二第二項に該当する場合においては、第二十七条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）及び次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。この場合において、被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　当該被保険者の報酬月額

三　当該被保険者に係る標準報酬月額の変更年月

四　当該被保険者に係る従前の標準報酬月額